

岡山県における戦後の児童福祉の推移

その2 高度経済発展と児童福祉

一児童の健全育成、要保護児童対策を中心として—

内田節子

まえがき

戦後の30余年を児童福祉の立場から、一応の時代区分として、昭和30年以前と以後に二分し、前者を「終戦と児童福祉」とし、後者を「高度経済成長と児童福祉」とすることとした。

序章 高度経済成長期の社会情勢と児童福祉

昭和30年は敗戦直後の廃墟と欠乏、そして異常な悪性インフレーションによってどん底生活にあえいだ国民生活の状況が、経済復興をほぼ終え、安定化の方向に転じた時期である。ちなみに昭和29年には都市の消費水準は戦後のそれ（昭和9～11年）に回復し、¹⁾「もはや戦後は終った」と「経済白書」²⁾をして云わしめている。図1、および表1は我が国における経済の進展状況をあらわすものであるが、これらにみるように昭和30年を起点として謂ゆる高度経済成長期に入り、石油危機による本格的な不況（昭和48年）が始まるまで実に20年になんなんとする長期間にわたり史上空前の経済発展をとげるのである。このように昭和30年以降の我が国の歴史は、まさに経済発展の歴史とみることができよう。国家の繁栄や国民の幸福は、すべて経済発展にあるとの志向

図1 日本の景気局面

1955	神武景気(54.12～57.6) 31カ月
56	なべ底不況(57.7～58.7) 12カ月
57	岩戸景気(58.7～61.12) 42カ月
58	構造不況(62.1～10) 10カ月
59	オリンピック景気(62.11～64.10) 24カ月
60	証券不況(64.11～65.10) 12カ月
61	いざなぎ景気(65.11～70.7) 57カ月
62	円不況(70.8～71.12) 17カ月
63	インフレ景気(72.1～73.11) 25カ月
64	スタグフレーション(73.12～)

① 景気交代の時点は、経済企画庁「景気動向指数」(デフュージョン・インデックス総合)による。

〔資料〕林直道「現代の日本経済」

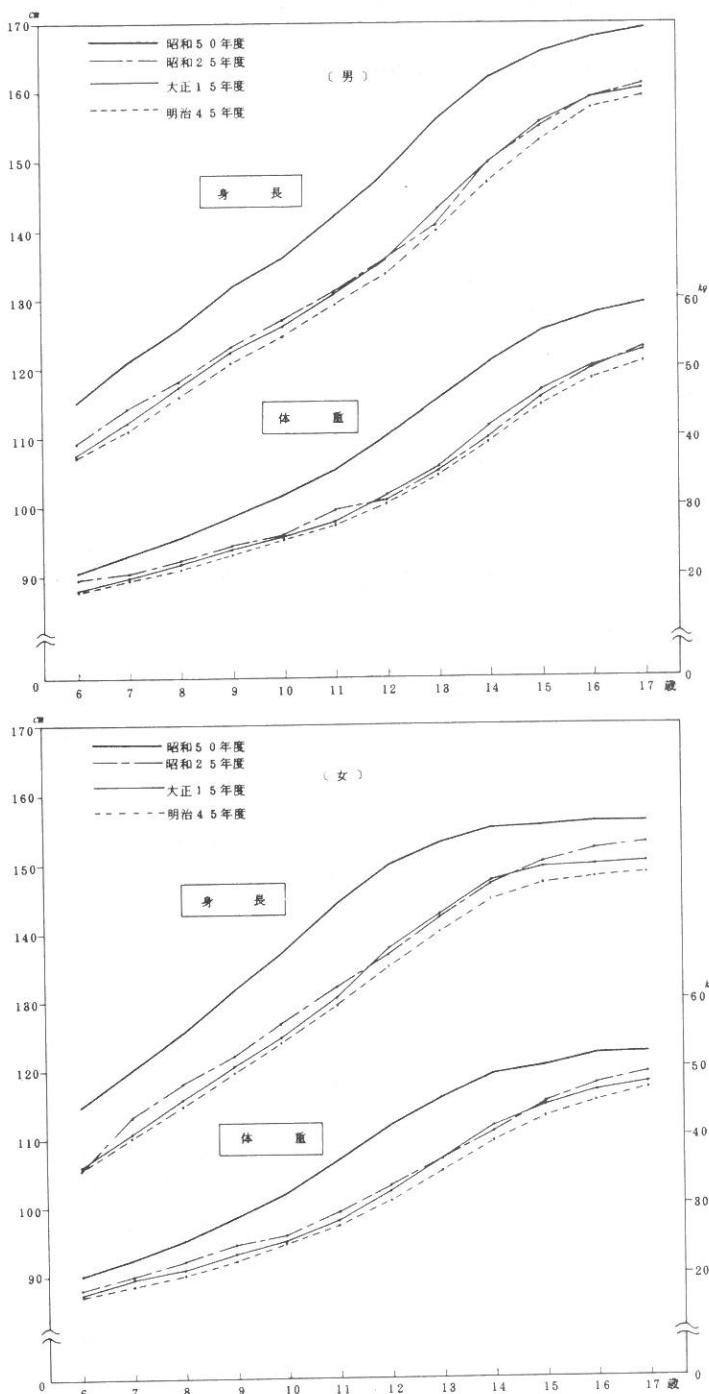
表1 日本の経済成長率
(実質)

年	成長率
1955	8.8%
56	7.3
57	7.4
58(不況)	5.6
59	8.9
60	13.4
61	14.4
62(不況)	7.0
63	10.4
64	13.2
65(不況)	5.1
66	9.8
67	12.9
68	13.4
69	10.8
70	10.9
71(不況)	7.3
72	9.1
73	9.9
74(不況)	-1.2
75(不況)	2.1

〔資料〕経済企画庁『国民所得統計年報』(昭和51年度版)

(林直道「現代の日本経済」)

図2 身長・体重の年次比較



資料：学校保健統計調査報告書 昭和50年度

で、すべての事柄が推しすすめられてきた。昭和32年には「新長期経済計画」が、昭和35年には「所得倍増計画」が打ち出され、国民は「神武景気だ」「岩戸景気だ」と経済的好況にわいた時期を経験した。図1にみられるように何回かの不況の時期はあったが全体的には、国際的にも例をみない程の経済発展をみたのである。当然のことながら国民の生活水準は上昇した。少なくとも経済的には格段の豊かさを実現した。またこのような経済発展とともに社会福祉は制度的に、またそのサービスにおいても整備されていった。ちなみに国民生活の水準の上昇を見ると図2のとおりである。また社会福祉の増進状況を社会保障に関する主要指標においてみると表2のとおりである。それによると昭和25年から45年の20年間に平均寿命は10才延長され、乳児の死亡率は $\frac{1}{4}$ 以下となり、また保育所設置数は4倍になっている。

このように高度の経済的発展は多くの点で人間にしあわせをもたらした。しかしながら一方で、はからずも人間の心を虫ばみ、また幾多の社会問題をも生み出した。そしてそれら社会問題は多くの場合、そのまゝ重大な児童問題ともなっている。

表2 社会保障に関する主要指標

	25年	30	35	40	45
平均寿命(歳)					
男	59.57	63.60	65.32	67.73	69.33
女	62.97	67.75	70.19	72.95	74.71
乳児死亡率(人口1,000対)	60.1	39.8	30.7	18.5	13.1
全結核死亡率(人口10万対)	146.4	52.3	34.2	22.8	15.4
水道普及率(給水人口比(%))	25.0	32.2	53.4	69.4	81.0
生活保護率(人口1,000対)	23.7	21.6	17.4	16.3	13.0
保育所数(か所)	3,630	8,321	9,782	11,199	14,101
養護老人ホーム・特別保護老人ホーム・軽費老人ホーム(か所)	172	460	607	765	1,014
社会保険適用者数(1,000人)					
医療年金	約50,000	60,081	91,624	97,001	103,631
年金	約10,000	11,779	17,411	43,349	51,948

厚生省企画室調べ

- ① 1 「水道普及率」「生活保護率」および「社会保険適用者数」については各年度末、「保育所数」および「養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム」については各年末である。
 2 「養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム」の25年30年および35年は、生活保護施設のうち養老施設である。

資料：厚生白書（昭和46年版）

りだし、ノイローゼや非行に陥る児童の悲劇は後を絶たないが、小・中学生の自殺増加傾向は教育公害の最たるものと云うべきである。

また前述したように高度の経済発展は社会や家庭を経済的・物質的に飛躍的に豊かにしたが、他方大人や親達の生活態度に大きな影響を与え家庭生活に破綻をきたしたものも少なくない。親の家出、蒸発、児童虐待、若い母親の育児放棄などのニュースはマスコミをにぎわすものである。

このような児童のおかれている状況について、昭和38年厚生省は「児童福祉白書」において「経済成長は……児童の福祉を阻害しつゝある」とことを指摘し、児童が危機的状況にあることを国民に訴えた。またこれより先、我が国が神武景気に酔いしれていた時、厚生省は「昭和32年版厚生白書」において「神武以来と云われている好況のかけに沈没する1000万人に達する低所得者階層(生産年令人口の若い層と老令人口に多い)」の増大を指摘し、これを「日本の苦悩する姿である」と云いきり、経済政策と並行して社会政策を推進させることの必要性を訴えている。そして政府によって打ち出された「新長期経済計画」によても取り残された階層を「黒い壁」と呼び、この壁とのたたかいが大きな課題であることを発表した。

では、このような経済の高度成長期にあって、児童の福祉はいかなる進展をみたのだろうか。

戦後の児童福祉対策は戦災孤児や浮浪児の収容保護や日毎に深刻化していた非行児童など緊急を要する問題の応急的措置から始まったが、昭和30年代に入ってからは、従来の対症療法治的な措置から積極的にすべての児童が健全に育成されるという謂ゆる児童の健全育成対策へと方向を変えていった。これは国民生活が落着きを取りもどし、改めて従来の児童福祉対策などを振り返る余裕が生まれたことを物語っている。

工業化に伴う大気汚染や水質汚濁は、小児ゼンソク患者や水俣病にみられるよう児童の心身に重大な障害をもたらし、また各種の騒音は学校の正常な授業を妨害したり、あるいはまた交通車両の激増は児童の交通事故・死亡を増大させたり、親を失った交通遺児が激増し、これらは大きな社会問題の一つともなっている。

都市化とともに住宅難は一層深刻化し、このことは児童の学業不振の一因とも云われており、住宅密集地域には子どもの遊び場もない状況であり、これら多くの事柄は児童の健全な心身の発育を阻害している。

教育ママや進学重点主義の学校教育のあり方は、多くの落ちこぼれ児童をつく

昭和28～29年頃から精神薄弱児および身体障害児対策に力点がおかれたが、30年代に入ると一般児童の健全育成への要求と「人づくり」対策が強調され、母子保健対策や児童の不良化防止・事故防止の施策が展開されて一般児童の福祉は進展した。すなわち児童福祉法が数次にわたって改正され、昭和29年には身体に障害のある児童に対し、早期にその障害を除去し、また軽減し、生活の能力を得させるための必要な医療（育成医療）の給付が行なわれることとなり、昭和33年には児童福祉施設の一つとして新たに「精神薄弱児通園施設」が加えられ、また未熟児のための家庭訪問指導および養育医療の給付が、昭和34年には骨関節結核にかかっている児童に対し、療育とあわせて学習ができるよう、病院に入院させての療育の給付が、昭和36年には「情緒障害児短期治療施設」が児童福祉施設として加えられ、3才児の健康診査、新生児の訪問指導、そして父と生計を共にしない母子を対象とする「児童扶養手当制度」も発足した。そして児童の健全育成対策の一つとして昭和39年に福祉事務所に家庭児童相談室が設置されることとなった。この他にも次々と具体策が打ちだされ児童福祉の増進が図られた。昭和35年には中央児童福祉審議会は「児童手当制度」について触れるまでになった。しかしこれが制度化をみたのは10年後の昭和46年である。

母子福祉対策としては昭和39年に母子福祉法が制定され、総合的な母子福祉対策が図られることとなり、従来からの母子福祉資金の貸付け（昭和28年）の他に、母子福祉センターや母子休養ホームの建設が相ついで行なわれている。

母子保健対策としては従来児童福祉法の中で行なわれていたが昭和41年母子保健法の制定により、保健所を中心としてサービスが行なわれることとなり、一層の強化が図られることになった。昭和33年よりその設置がすゝめられていた母子健康センターは母子保健法制定により制度化され、市町村における母子健康施設として機能することが明示された。

このように児童の福祉は制度としても、またサービスのネットワークについても大いに整備され、全般的には児童福祉は増進したが、それにもかかわらず重度の障害や難病に苦しむ児童や児童をもつ家庭は依然として存在し、一般家庭の生活が豊かであるだけに彼等の苦しみは一層深刻なものとなっている現実がある。

以上産業経済成長期の我が国の社会情勢と児童福祉の状況を概観したが、岡山県の状況はいかなるものであろうか。

高度経済発展志向の態度は岡山県としても例外ではない。戦後将来の工業地帯として有望視されたのは岡山市の岡南地区及び倉敷市の水島地区であり、これらの地区に工場を誘致することは県政の重点施策とされた。とりわけ昭和26年4月三木知事が県政を担当するに及んで、このことは明確に打ち出された。昭和26年7月の定例県議会において三木知事は「産業と教育と衛生の岡山県」³⁾にしたいという彼の施政方針を明らかにした。かくして水島地区は昭和28年から臨海工業地帯開発への第一歩を踏み出すのである。

昭和30年以降は三木県政（昭和30年～38年）の第二・第三期として位置づけられており、この期間の県政の最大施策は水島の開発におかれた。三木知事の「産業経済の発展こそ県民生活を豊かにする」との確固たる信念のもとに県政はすゝめられた。こうして昭和39年9月までの間に水島に進出した企業は24社にものぼった。昭和33年には、昭和30年を基準として同40年を目標とする10ヶ年の長期計画として県政振興計画が策定された。計画された具体的な施策は、資源の開発、産業基盤の保全整備、産業の振興、社会福祉の増進、公衆衛生の向上、教育の振興などを総合的にすすめることを内容としている。すなわち県民経済を発展させ、それによって県民所得を倍増し、県民生活水準の上昇を図り、県民福祉の増大を計ることを目的としたも

のである。この振興計画は池田内閣の所得倍増計画策定に先がけたものとして、また独特の内容をもつものとして周囲から高く評価されている。

このように経済発展とともに県民福祉の増進に目標をおいた県政の中にあって、昭和32年には、全国に先がけて県独自のものとして老令年金制度が創設された。そして続いて昭和34年からは重度身体障害者及び母子家庭に対する年金を加えて、岡山県福祉年金制度として新発足させた。この制度は後に国の国民年金制度（昭和34年）と併行して行なわれることになった。こうして昭和37年には岡山県福祉計画が策定されることとなったのである。

岡山県福祉計画にみる児童福祉

昭和33年に策定された県勢振興計画の実施によって県民所得は年々増大し、県民生活は次第に向上していった。しかしながら高度経済成長によって急激な社会的・経済的な変動がもたらされ、これらに対処するためには、それぞれに適切な施策の必要性が生じ、等しく県民の福祉を増大させるためには、長期計画を樹立し、国の計画と相まって、その実現をはからなければならないとして表3のような岡山県福祉計画が策定されたのである。

表にみられるように、すべての項目についての実施拡充が、すなわち児童福祉を増進させることであるが、とりわけ生活指導育成援助計画は青少年、高令者、母性、低所得者、心身障害者を対象として、それぞれに必要な援助を特別に配慮して行なうとするもので、児童福祉に大きくかかわる内容をもつものである。

この福祉計画を指針として、以後の県、市町村、関係機関および各団体の児童福祉事業と活動はす、められることとなったのである。そしてこの福祉計画がいかにす、められていったかは、以下の記述の中でみることとする。

表4 年次別児童福祉のための施設設置状況

年度		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50		
施設の種類																															
児童福祉施設	助産施設	8	4	6	3	4	3	4	4	4	4	6	8	13	17	21	27	22	43	48	51	55	55	53	50	53	47	48			
	乳児院	4	3	4	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	母子寮	4	3	4	6	8	8	8	10	11	10	10	10	9	9	9	8	8	8	7	6	6	4	4	3	3	3	3			
	養護施設	6	6	8	11	11	11	11	12	11	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11			
	精神薄弱児施設	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5			
	精神薄弱児通園施設												1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	3	3	4	4			
	盲ろうあ児施設	10	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	(3)		
	虚弱児施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	肢体不自由児施設									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	肢体不自由児通園施設																														
	情緒障害児短期治療施設															1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
施設	教護院	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	重症心身障害児(者)施設																					1	1	1	1	2	2	2			
	保育所	80	97	111	180	139	150	167	181	184	187	189	191	不明	193	201	201	205	207	210	217	229	247	260	282	295	314	333	352		
	児童厚生施設																														
	児童館					1	5	6	6												27							38	33	31	
その他の施設	児童遊園																												32	32	32
	へき地保育所															7	7	14	29	33	32	34	33	33	33	36	35	34			
	母子休養ホーム																												1	1	1
	母子健康センター															2	3	5	7	10	11	13	13	14	15	16	17	17	17	17	18
	母子施設	1	1	1	1	1	1	1																							

資料：社会福祉施設名簿

表3 岡山県福祉計画体系一覧表



資料：民生労働部行政概要（昭和38年）

高度経済成長期における児童福祉

岡山県における児童福祉は、他府県と同様に昭和22年制定された児童福祉法に基づいて推進されてきたが、具体的には、児童福祉法を中心として児童扶養手当法（昭和36年）、母子福祉法（昭和39年）、特別児童扶養手当法（昭和39年）、母子保健法（昭和41年）、児童手当法（昭和46年）そして岡山県福祉年金制度などによって児童の福祉は守られているのである。そしてこれらの法律に基づいて種々なる児童福祉事業や活動が行なわれるが、行なわれるに際して、いかにそれらに肉づけをなし、より児童の福祉を増大させるかが県など地方公共団体の重大な責務なのである。そして、この肉づけのし方にこそ岡山県の児童福祉のあり方をみることができるのである。

児童福祉のためのサービスを提供する機関や施設としては、児童相談所（3）、福祉事務所（19）家庭児童相談室（20）、保健所（18）、各種児童福祉施設があり、それぞれの児童がもつニーズに従ってサービスを提供し、また広く地域の一般児童の福祉増進のための活動を行なっている（詳しくは岡山県立短期大学紀要第18号を参照されたい）。表4は県内に設置されている児童福祉施設などの年次別設置状況を示すものである。

児童の健全育成対策

昭和20年代の岡山県の児童福祉のあり方は序章において述べたように緊急を要する要保護児童のための応急的対症療法的対応に追われていたが、ようやく20年代末期から一般児童の健全育成対策に取り組む姿勢が生まれた。とりわけ昭和30年初期の産業経済発展期にあって人口構造の変動は、将来のわが国、わが県のない手である児童が心身共に健やかに生まれ、かつ育つことの重要性をひしひしと感じさせるものであった。

また深刻な非行児問題や漸増する情緒障害児問題などを保護児童の問題は、そのような問題発生に至らせないための予防的、あるいはまたより積極的に健全な環境を用意するという児童の健全育成のための対策の重要性を認識させるものである。

子供会、母親クラブなどの育成

児童の健全育成は妊産婦や乳幼児の心身の健康保持・増進から始まるものであり、こうした観点から母親クラブや幼児クラブを育成し、乳幼児の養育の知識や技術の普及につとめ、また児童の余暇善用のための指導を行なうために子ども会の育成が進められている（表5）。

表5 子ども会の推移

区分\年度	23	30	35	40	45	50
子ども会数	50	394	1,999	2,100	1,204	2,030
〃 会員数	2,909	20,773	78,378	67,000	46,400	81,867
〃 指導者数			4,063	850	7,950	

資料：民生労働行政の概要

一般的に云って子どもは遊びをとおして身体を鍛え、社会の一員としてのふさわしい知識や態度を体験的に養うものである。また遊びは重要な自己表現の機会を提供してくれるものである。しかしながら子どもを取り巻く環境を見るとき、子どもが自ら求めて友達と遊ぶ機会を阻害している要素が余りにも多い。このような時代において子ども達によい友人関係づくりや健全な遊び場を提供してくれる子ども会の役割は極めて大きくその意義は深かいものがある。それ故に子ども会を育成する場合には指導者の研修と共に、場を提供することを忘れてはならない。

この点については今以上の努力が必要とされている。

児童福祉地区の設置

児童の福祉は単に施設・設備が整備されるだけでは増進しない。地域の人々の参加協力によってはじめて増進する。従って地域の人々に児童福祉の思想の啓発をはかるための活動が要請される。このような視点から生まれたものが家庭児童対策モデル地区の設置である。これは昭和32年より実施されているが、各福祉事務所単位に数ヶ所設置し、一年毎に指定されることとした。そしてこの一年間集中的に地区内の環境整備を行ない、あるいはまた地区内の指導者のための研修会を催し、また調査活動を行なうなどの種々なる活動を行なう。昭和45年には各福祉事務所単位に7ヶ所設置し、1ヶ所5回以上の指導者研修会を実施したが、1福祉事務所で約400名のボランティアが参加し研修を受けている。

児童厚生施設

児童厚生施設は児童福祉法でいう児童福祉施設の一つであり、児童に健全な遊びを与え、彼らの健康を増進し、また情操を豊かにすると共に子ども会や母親クラブなどを育成するなど児童の健全育成のための総合的な機能を有する施設である。表4にみられるように昭和50年度において児童館31、大規模児童遊園34となっている。この他に多くの小規模遊園が設置されている。

前述したように児童館が果たす役割は大きいが、実情は児童館本来の機能を十分に果しているとはいひ難い現実がある。今後きめ細かい児童福祉活動を行なうに当って、また特に地域福祉の視点からは、地域に密着した最先端の児童福祉のセンターとして機能することが切に望まれる。児童館が児童福祉の拠点として機能するためには必要な専門家が配置される必要がある。現状は「人」においても決して満足すべきものではない。

昭和37年、県は岡山県設置90周年記念事業として、また児童の健全育成活動のセンターたらしむべく県立児童会館を建設した。この児童会館は(1)幼稚園・小中学校児童を対象とした研修指導業務、(2)天文学を中心とした各種教室、科学館運営およびプラネタリウム投映業務、(3)遊園運営業務、(4)児童文化に恵まれない各地域の児童のための移動児童館活動、(5)その他、等の活動を行なっている。県がこれら児童の健全育成に計上した昭和49年度の予算は表6のとおりである。またこの児童館には前述した近代設備の他に宿泊施設をもっており、広く児童に開放され活用されている。

表6 児童健全育成費（予算）

(単位：千円)

事項名	予算額	財源			備考
		国庫	その他	県費	
C家庭児童対策モデル地区指導費	千円 800	千円 400		千円 400	
C母親クラブ活動費補助金	2,000	1,000		1,000	
C児童厚生施設運営費補助金	10,350	5,175		5,175	23館分
C地域児童館設置費	3,332	1,666		1,666	1館分
D児童会館運営費	6,691			6,691	
E児童福祉週間行事費	249			249	
E子ども会リーダー研修費	187			187	
E子ども会連合会補助金	400			400	
E岡山県児童交通災害防止対策等施設建設基金積立金	8,098		8,098		寄付金 予金利子
計	32,107	8,241	8,098	15,768	

資料：民生労働行政の概要（昭和49年5月）

児童文化財の推薦と勧告など

児童福祉法の施行にともなって、岡山県でも昭和23年岡山県地方児童福祉委員会（現岡山県児童福祉審議会）を発足させたが、児童の健全育成対策が積極的に図られるようになってからは、この対策について知事に意見を具申したり、不良文化財の排除勧告を行ない、また優良文化財についてはこれを推薦するなど幅広い活動を行なうようになった。

また戦後、出版の自由から児童にとって好ましくない図書が数多く店頭を賑わすようになり、このことは非行問題とも関連して、一般の非難が一段と高くなつたので県は昭和25年「図書による青少年の保護育成に関する条例」を制定して、不良図書の排除勧告を行なうと共に、一方良書普及委員会（昭和29年廃止）を設置し積極的に優良図書の推薦を行なつた。その結果一般の協力も高まり、岡山県古書籍商組合の主唱により、不良図書約4000冊が県庁グランドで焼却されるという一事もあった程である。³⁾この「図書による青少年の保護育成に関する条例」は全国的に注目されるところとなり、その後各県における「青少年保護育成条例」の先駆けとなつた。そして当県においては昭和42年「岡山県青少年保護育成条例」として施行されることとなつたのである。この条例の施行により児童を有害な環境から守ることに一步前進した。同条例が施行された年度（昭和42年10月1日～翌年3月31日）に同条例による推奨10件および有害なものとして指定を受けたもの531件、計541件の推奨・指定が行なわれている。

児童委員の研修

児童福祉法は地域のボランティア児童委員の職務内容として、(1)児童・妊娠婦につき、その生活や環境の状態をよく知って、その福祉について援助・指導を行なう。(2)地区内の児童に関し、必要な状況を児童相談所長に通知し、意見を述べなければならない。(3)児童相談所長は、児童委員に担当地区内の児童の調査・指導を委託することができる、をあげている。

地域の児童福祉増進のためには児童委員のようなボランティアの理解・協力を得ることが重要かつ必要なことは云うまでもないことであり、この見地に立って、昭和37年度から児童相談所による児童委員のための研修が積極的に展開されている。そして保護者の了解を得て児童委員に指導を委託したケースも少なくない。

児童手当

この制度はわが国の社会保障制度の中で、なかなか実施を見なかつたもので、ようやくにして昭和46年国会を通過し、公布をみたものである。この制度の目的は児童を養育している者に児童手当という現金を支給することにより、家庭生活の安定に寄与し、もって次代を担う児童の健全育成に資するというものであるが、給付には多くの制限があつて、とても児童の健全育成のための経済保障とは云い難い。県下で児童手当を支給されている者は昭和50年度において33,467人となっている。

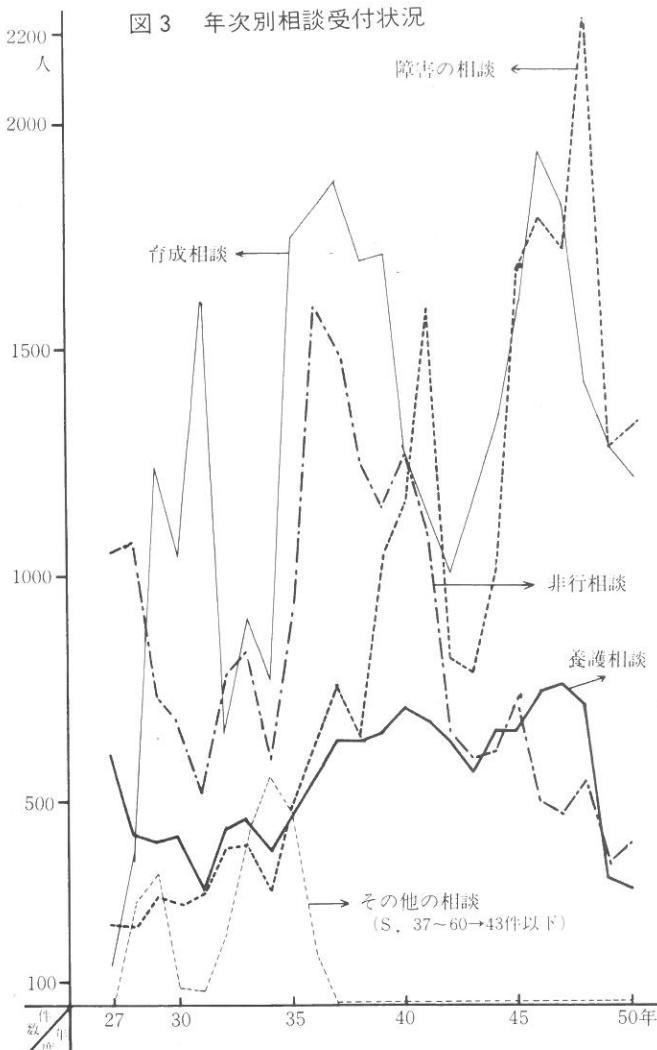
要保護児童対策

親の病気や死亡、あるいは家出・蒸発、また親による虐待などで家庭で生活することが困難な児童や、両親が共稼ぎで日中保育に欠ける状況にある児童、そして児童自身がもつ問題や障害のために援助を必要としている児童など謂ゆる要保護児童はいつの時代にも存在している。

昭和30年代においては県下の要保護児童は約24,500人（保育所児童13,000人を含む）と推定されている。この数は県下の全児童の4%に当っている。

これらの児童の福祉については、児童がそれぞれにもつニーズに対応するために各種の機関や施設、学校（級）が用意されている（表4、図4参照）。

またこれら要保護児童に対するサービスについては、保育に欠ける児童は市町村の責任において措置され、特別学校（級）への入校（級）については教育委員会が、他の児童につい



ては児童相談所（中央、津山、倉敷）が専門的立場から助言指導を行ない、必要によっては継続指導を行ない、また各種児童福祉収容施設へ措置し、それぞれの児童が適切なサービスを受けることができるようになっている。また身体障害をもつ児童については、必要な療育指導や育成医療の給付、補製具の交付や修理などを行なっている。

ここで岡山県中央児童相談所の窓口をとおして要保護児童等の状況をみると図3のとおりである。

養護児童の福祉

図3によれば養護に関する相談は、若干の増減はあるが、おおむね横ばい傾向にある。全国的にみて昭和38年頃を境として養護児童は横ばい状態にあり、従って養護施設数は漸減あるいは横ばい状態となっている。当県においても昭和37年以降養護施設は11ヶ所となっている。しかしこの頃から養護児童が質的に変化し、養護施設における養護のあり方の転換が議論される

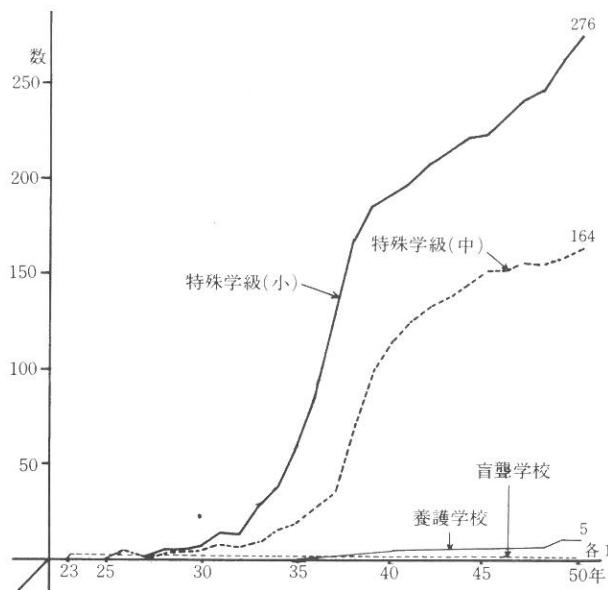
ようになった。ちなみに施設への入所理由をみると、従来から主な理由の一つであった「両親の死亡」は昭和27年には22.9%、36年21.5%、45年13.1%と逐次減少しており、「親の行方不明」「離別」のような家庭崩壊は昭和27年11.1%、36年35.4%、昭和45年42.3%と逆に増加していて⁴⁾、対象児童の家庭崩壊が急速に進行している様子がみえる。この傾向は岡山県とても例外ではない。

養護児童が措置される場合、必要によって児童福祉司の指導を受けるが、多くの場合に乳児院、養護施設そして里親による養護を受けることとなる（里親については岡山県立短期大学紀要第20号を参照されたい）。

心身障害児童の福祉

図3における相談受けの推移において、顕著な変化をみせているものは視・聴覚言語障害、精神薄弱、し体不自由などの障害をもつ児童についての相談である。昭和30年には総受付件数の約11%であったものが、昭和40年には約26%、昭和50年には約40%と著しい増加傾向をみせている。このことは岡山県において心身に障害をもつ児童に対する援助体制が整備されていることを物語っている。障害児童の福祉のための整備状況をみると、特別学校（級）が

図4 年次別特別学校(級)設置状況



いる児童244名となっている。また昭和44年6月1日調査では県内の精神薄弱児童は5,486名となっている。

身体障害児童については、盲児およびろう児は古くから学校教育の場が与えられ、この意味からは彼等の福祉は他の身体障害児童よりも一歩進んでいた。昭和31年の調査では身体障害児で収容保護を必要としながら家庭に在宅している者は1,500名と推定されている。また昭和44年9月調査では1,664名の児童が身体障害者手帳交付済のものである。

昭和32年4月旭川療育園が開設され、し体不自由児のために50ベッドが用意されたが、入園希望者が殺到し、児童相談所のウェイティング・リストは長らく変更がなかった程である。昭和46年には旭川莊内にし体不自由児通園施設が開設され、彼等の福祉は増進した。

以上のように視・聴覚言語に障害がある児童及び中・軽度の精神薄弱、し体不自由をもつ児童

のためのサービス体制はかなり早い時期から整備されていったが、心身に重度の障害をもつ児童は長い間、福祉と教育の谷間に取り残されていた。ようやくにして昭和40年から精神薄弱児施設に重度棟が完成し、し体不自由児施設に重度病床15床が増設された。そして、児童も児童をもつ家族も共に最も大きな苦痛の中にあって待望していた重症心身障害児施設、旭川児童院が昭和42年に誕生した。

特別児童扶養手当

心身に重度の障害をもつ20才未満の児童を扶養している者に支給される手当で、はじめ昭和39年には重度の精神薄弱児扶養手当として支給されることになったが、昭和41年8月から重度の身体的障害をもつ児童にも適用されることになった制度

あるが図4はそれらが設置されていった状況を表わすものである。特殊学級中、その殆んどは精神薄弱児のための学級であり、昭和50年4月現在難聴学級6、弱視学級4という状況である。また小学校・中学校に特殊学級が増設されるにつれて精神薄弱児施設の知的遅れは重度化していった。

障害に関する相談中、最も多いものは精神薄弱相談であり約60%を占めている。ちなみに昭和31年10月1日調査によれば精神薄弱児推定1,956名で、その中施設に入所している児童190名、児童相談所の助言指導を受けた児童600名、特殊学級に入級して

表7 年次別特別児童扶養手当受給者数

年度	重度精神薄弱児	重度身体障害児	計
40			129
41			318
42			328
43			268
44			253
45			281
46	208	254	462
47	208	254	462
48	251	345	596
49	310	433	743

資料：民生労働行政の概要

である。また昭和49年9月からは重度の精神薄弱と身体障害をあわせもつ重度心身障害児のいる家庭に対し、新たに月額3,000円の特別福祉手当が支給されることになった。しかしこの手当は支給制限がきびしく、手当の支給を受けた者は表7のとおりである。

岡山県心身障害者扶養共済制度

これは心身障害児（者）を扶養する保護者の死亡後に残される障害児（者）の生活の安定と福祉を守るために任意加入による心身障害者扶養共済制度で、地方公共団体により実施されているものである。はじめ昭和41年神戸市で、昭和42年岡山市で実施をみたものであり、岡山県では昭和45年10月1日より実施された制度である。この制度によれば、加入者（保護者）に万一のことがあった場合月額2万円の年金が障害者に支給されるが、岡山県においてはこの制度を更に充実して新規に重度心身障害者年金を加算して月額1万円を上積みし計3万円を支給することとした。昭和49年3月31日現在の加入者は1,010名であり、年金受給者は19名となっている。

その他の援助

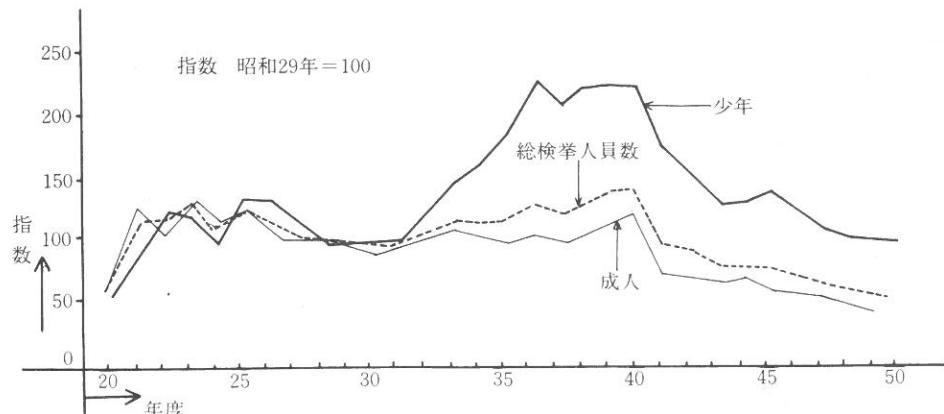
児童相談所および福祉事務所による在宅重度精神薄弱児の訪問指導があるが、この業務は今日児童相談所の業務の中でも重要なものの一つとなっている。また重度の心身障害児を扶養している家庭へ派遣されて直接対象者を介護したり、また相談を受けたりなどのサービスを行なうホームヘルパー制度もある。

非行児童の福祉

非行児童問題は児童問題中最も重大なもの一つである。「青少年非行白書(昭和52年)」は青少年の非行は非常事態にあると訴え、県民一人一人の協力を強力に求めている。しかしながら図3及び図5によれば数字の上からは昭和36年以降減少してきている。昭和36年の児童の非行は戦後昭和25年につぐ第2のしかも戦後最高のピークを示す状況であった。このように若干の増減はあるが減少しているにもかかわらず非行問題が非常事態にあるというのは、非行特性や青少年人口の比率においてである。すなわち戦後最高の数値を示した昭和36年の青少年非行件数は5,804件であり、51年のそれは2,746件と約半数である。しかしながら青少年人口（10才～19才）1,000人当りの割合をみると昭和36年は9.7人で、51年は10.5人と昭和36年を上まわっており、非行発生率は高くなっている。しかもこれら青少年非行の件数は警察統計によるものだけであり、この他に各市の補導センターによる補導件数を考慮すると驚くべき数字を示すことは間ちがいないだろう。

児童の非行を論ずるとき、必ず指摘されるものに環境がある。有害な環境に接したからとい

図5 岡山県の刑法犯罪検挙人員年次別推移



って必ずしも児童が非行を行なうということはないが、非行発生の重大な一要素であることは疑いない。昭和51年7月岡山県警察本部が行なった有害環境の一斉調査で、県下で1022ヶ所の有害な環境が発見された。その過半数は児童にとって好ましくない出版物を販売している店で525ヶ所、次が喫茶店、飲食店やパチンコ店などのたまり場で168ヶ所となっている。このたまり場の中には最近特に問題視されているアパートや下宿、空家、そして勉強部屋までも含まれている。

非行児童に対する援助、また犯罪防止については児童相談所および家庭裁判所が中心となつて活動している。とりわけ児童相談所の児童福祉司の援助活動はめざましいものがある。この他にも青少年補導センター、ボランティヤとしてのB・B・Sによる援助活動など広範囲にわたる援助の手が差しのべられている。また児童福祉施設に入所させて、生活をとおして児童の非行性の改善を図るサービスもある。表8は成徳学校における入所児童の推移をみたものである。

表8 教護院（岡山県立成徳学校）における入所児童数の推移

(単位：人)

各年度別 非行種類別児童数	45年度	46年度	47年度	48年度
家出	3	3	4	3
長期欠席	0	0	0	2
登校拒否	4	3	3	2
盜	5	4	8	4
性的非行	5	4	4	7
性格異常	2	1	2	0
てんかん	1	0	0	0
シンナーボンド	5	3	0	2
その他素行不良	2	3	1	1
合計	27	21	22	21

① 各年度に入所した数である。

資料：民生労働行政の概要（昭和49年5月）

このように多くの機関や施設、そして団体が非行児童の福祉のために援助を提供しているが、それぞれの機関や団体などは専門分化した機能をもっており、努力の割には実効が十分あがらないきらいがあったので、総合的な連絡調整機関設置の必要性が起り青少年問題協議会が昭和28年7月に総理府の附属機関として設置され、各都道府県においても設置するところとなった。岡山県においては昭和24年知事を会長として青少年関係各機関の長及び民間有識者による岡山県青少年問題協議会が発足した。この協議会は後に昭和29年県の附属機関となった。

この稿を終えるにあたり、数々の貴重な資料を心よくご提供くださった岡山県厚生課・湯浅一郎氏、岡山県中央児童相談所・松井和義氏、岡山県津山児童相談所・仁木健治氏、岡山県倉敷児童相談所・在里恂志氏、岡山県社会福祉協議会・金光洋子氏に深く感謝申しあげる次第である。

註

- 1) 吉田久一 “昭和社会事業史” p. 342 1974
- 2) 厚生省 “厚生白書（昭和32年）” p. 3
- 3) 岡山県 “岡山県政史・昭和戦後編” p. 13
- 4) 全国養護施設協議会 “養護施政30年” p. 52

参考文献

- 1) 吉田久一 “昭和社会事業史” ミネルヴァ書房 1974
- 2) 林直道 “現代の日本経済” 青木書店 1976
- 3) 岡山県 “岡山県政史・昭和戦後編” 1969

参考資料

- 1) 岡山の福祉（昭和32, 34, 37年度）
- 2) 民生労働行政の概要（昭和38～52年度）
- 3) 厚生白書（昭和32～50年版）
- 4) 岡山県の教育統計（昭和23～47年度）
- 5) 岡山県中央・津山・倉敷児童相談所業務報告（昭和30～50年度）
- 6) 社会福祉統計年報・業務報告（昭和26～50年度）
- 7) 岡山県社会福祉施設名簿（昭和26, 29, 48, 52年度）

昭和53年3月29日受理